

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉だより編集委員設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が発行する福祉だよりの編集委員の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、社協が開催する福祉だより編集委員会に出席し、福祉だよりの充実に努めるものとする。

2 委員は、地域住民福祉に対する理解と熱意のある者を会長が選任し委嘱する。

3 委員の定数は、若干名とする。

4 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

(費用弁償)

第3条 編集委員会に出席した委員の費用弁償については、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会役員評議員及び各種委員の報酬に関する規程を準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。